

沖勞発基 0115 第2号
令和3年1月15日

関係各団体の長 殿

沖繩労働局長
(公印省略)

移動式クレーン等に係る労働災害防止対策の徹底について(要請)

平素より、労働基準行政の推進につきまして格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、沖縄県内における令和2年中の移動式クレーンの転倒災害は6件(全て「積載型小型移動式クレーン(つり上げ荷重5トン未満)車」)、ジブ(アーム)の折損等も加えると10件発生しており、さらに移動式クレーンを起因物とする死亡や休業4日以上の方を伴う災害は平成27年以降、毎年10件以上発生しています。

沖縄労働局においては働く方の命と安全を守るため、事業者及び労働者への安全衛生対策の取組みとして、事業場や現場パトロール等の行政指導や必要な資格者の育成の周知等を行っていますが、幅広い業種において利用されている移動式クレーン、特に荷台を併せ持つ「積載型小型移動式クレーン(つり上げ荷重5トン未満)車」の転倒災害が前述のとおり多発し、死亡災害に至っている事案(令和2年9月)も報道され、より一層の対策の徹底が求められるところです。

つきましては、移動式クレーンや建設重機のクレーン機能に係る労働災害防止のため、貴団体の会員における所有又は使用される事業者、法定の検査や修理等を行う事業者、販売等の事業者に対して別紙のとおり災害特徴及び対策の要点等を取りまとめましたので、御活用いただき、労働災害防止対策の徹底を行っていただきますよう会員各位への周知及び指導等をお願いします。

担当

健康安全課

梅澤主任産業安全専門官

TEL098-868-4402

移動式クレーンに係る労働災害防止対策のために

沖縄労働局

1 近年の現状等

沖縄県内における令和2年中の移動式クレーンの転倒災害は6件(全て「積載型小型移動式クレーン(つり上げ荷重5トン未満)車」)、ジブ(アーム)の折損等も加えると10件発生しており、さらに移動式クレーンを起因物とする死亡や休業4日以上(以下「休業4日以上」)の被災者を伴う災害は平成27年以降、毎年10件以上発生しています。

表1 移動式クレーン転倒事故等に係る件数

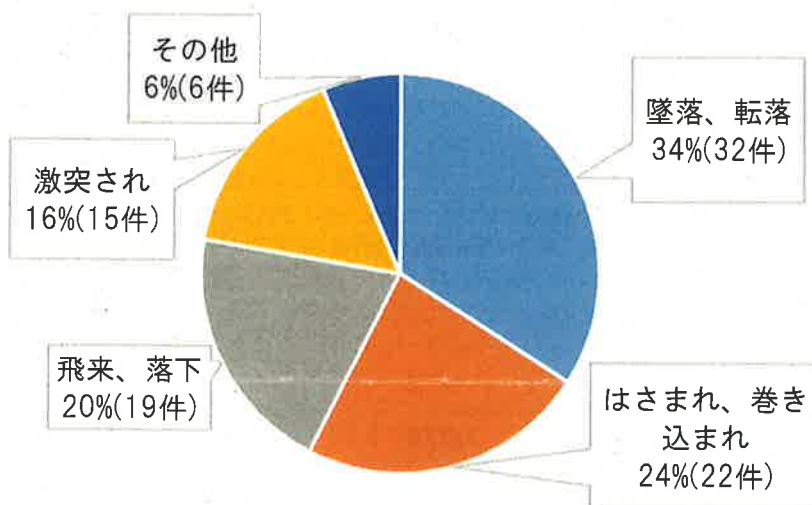
	H29	H30	H31/R1	R2
転倒	3	4	2	6
(内、小型)		1		6
ジブ折損等	3	2	3	4

表2 移動式クレーンを起因物とする労働災害の発生状況

年	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2
件数	13	10	11	12	14	10



表3 H22-R1までの94件(休業4日以上)の移動式クレーンを起因物とする労働災害の事故の型別の内訳



2 傾向と対策

幅広い業種において利用されている荷台を併せ持つ「積載型小型移動式クレーン(つり上げ荷重5トン未満)車」を含め移動式クレーンの転倒は死亡等の重大災害につながるだけでなく近隣にも多大な影響を及ぼします。

移動式クレーンによる労働災害を防止するための荷台等からの墜落防止や資格者による作業等要点をまとめたのでご確認ください。

移動式クレーンに係る日常管理等

購入

- ・ 吊り上げ荷重3トン以上の移動式クレーンは製造時検査又は使用検査に合格し、(所轄)都道府県労働局長による検査証の発行が必要です(有効期間2年)!
- ・ また使用時には検査証を備え付けて下さい。
- ・ 併せて、所轄労働基準監督署長へ設置報告書の提出が必要です。

点検等

- ・ 適正な稼働を確保するため1年に1回、及び、毎月、定期に自主検査の実施が必要です。作業開始前点検も実施して下さい。
- ・ 検査結果等により**必要な補修は直ちに行ってください**。
- ・ フックの外れ止めやワイヤーロープの点検、安全装置等の適正稼働の確認を!

移動式クレーンに係る作業開始まで

作業計画

- ・ 作業計画を立て、危険箇所や立入制限、担当の業務分担の共通確認を実施。作業前にも変更がないか確認!
- ・ 合図についても、その都度事前確認すること。

資格等確認

- ・ 名担当者の小型移動式クレーン運転技能講習(吊り上げ荷重5トン未満)、玉掛け技能講習(吊り上げ荷重1トン以上)など必要な資格の修了証を確認。
- ・ **作業開始前に保護帽の着用**、安全靴など服装等の確認。
- ・ 天候(雨、風等)の確認して作業開始の可否確認。

移動式クレーン設置等

- ・ 原則、**アウトリガーの最大張り出しによる設置**、敷板等による安定の確保を。
- ・ 計画通りの作業が可能か確認(過荷重の防止、ワイヤーロープやつり具の適正選択と使用、安全装置の適正稼働、液回・作業範囲の障害物の排除や感電対策)
- ・ 荷台、クレーン、荷下ろし(荷揚)周辺の事前整理・清掃により、**墜落・転倒防止**

移動式クレーンに係る作業時 ほか

作業時

- ・ 天候や作業の変更では、その都度、関係者で作業手順等の確認を。
- ・ 場合により、中止の判断も必要です。
- ・ **一本吊りは原則禁止**です。
- ・ 荷台等からの昇降時の転落にも注意を。

参考

- ・ バックホウ等建設重機の「クレーン機能(吊り上げ荷重5トン未満)」を使用する際は、「クレーンモード」に切り替えて、**小型移動式クレーン技能講習修了者が操作しないと違法**です。
- ・ 移動式クレーンの転倒、ジブの折損、ワイヤーロープの切断が発生したときは被災者の有無にかかわらず、**労働基準監督署へ報告**が必要です。



沖縄県内の

移動式クレーン等災害事例

沖縄労働局

【転倒】 ※移動式クレーンの横転

(令和元年8月発生)

橋梁上部より、ドラグ・ショベルを積載型トラッククレーン(つり上げ荷重 2.93 t)を使用し、安全装置の機能を停止させたまま、つり上げ作業を行った結果、過荷重によりバランスを崩して転倒。

(令和2年3月発生)

設備工事において、積載型トラッククレーン(つり上げ荷重 2.93 t)により、アウトリガーの張り出しなく、無資格者が操作し、つり上げ作業の際、過荷重により転倒。

(令和2年3月発生)

建設工事において、フレキシブルコンテナバッグを積載型トラッククレーン(つり上げ荷重 2.93 t)により運搬・移動中、つり上げ作業の際、過荷重により転倒。

【ジブ(アーム)の折損】

(令和2年4月発生)

建設工事にて、移動式クレーン(つり上げ荷重 60 t / ラフタークレーン)を使用し、つり上げ作業の際、運転者がつり荷(杭打機のリーダー)と架台の接触に気付かず巻き上げ・ジブ起こしを行ったため、先端ジブを損傷。

【ワイヤーロープの切断】

(令和元年5月発生)

敷地内にて積載型トラッククレーン(つり上げ荷重 2.93 t)を使用し、伐採樹木を荷下ろしのため、つり上げ作業の際、一本づりしていた玉掛ワイヤーロープが過荷重により切断。落下した樹木に激突され、操作者が死亡した。

【墜落・転落】

(令和2年3月発生)

建設工事において、積載型トラッククレーン(つり上げ荷重 2.93 t)を用いて型枠資材の撤去作業中に、ラジコン操作者が車両荷台から墜落し、死亡。
なお、保護帽を着用していなかった。

(令和元年8月発生)

建設重機を納品のため、積載型トラッククレーンにより運搬後、つり上げ作業の玉掛けの際、バランスを崩して荷台から墜落。

【挟まれ・巻き込まれ】

(令和2年9月発生)

橋梁上部より、積載型トラッククレーン(つり上げ荷重 2.93 t)を使用して、ドラグ・ショベルをつり上げる際、バランスを崩して転倒。車両と橋梁の欄干部分に操作者が挟まれ死亡。

【建設重機等のクレーン機能の使用に係る事例】

(令和2年5月発生)

建設工事において、建柱車のクレーン機能によりコンクリート柱の引抜きによる高さ調整作業中、鉄板等の養生をしておらず、アウトリガーが沈下し、転倒。

(平成27年9月発生)

建設工事において、小型移動式クレーン運転技能講習無資格者が操作し、クレーン仕様のドラグ・ショベルによりブロックを一本づりで設置しようとしていたところ、操作を誤ってしまい、バケットと法面の間に他の作業員が挟まれた。

クレーンモードに切り替えずに作業していたため、車両系建設機械の用途外使用であった。